令和4年 第18回 福岡市選挙管理委員会 9月1日(木) 午前10時30分

議題

1 議案

議案第15号 直接請求に必要な選挙人の数について

議案第16号 福岡市長選挙に用いる投票用紙の様式について

議案第17号 福岡市長選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用外封筒

及び郵便等による不在者投票用外封筒に押すべき印について

議案第18号 福岡市長選挙における印影印刷用公印の使用について

2 報告事項

- ① 選挙人名簿登録者数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について
- ③ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する 証票の交付状況について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- · 令和 4 年 9 月 20 日 (火) 午前 10 時 30 分
- · 令和 4 年 10 月 5 日 (水) 午前 10 時 30 分
- · 令和 4 年10月25日(火) 午前10時30分

議案第15号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な選挙人の数を、令和4年9月1日現在の選挙人名簿に基づき次のように定め、告示するもの。

令和4年9月1日

福岡市選挙管理委員会 委員長 稲員 大三郎

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

25,960 人

2 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総 数の6分の1の数

216,326 人

3 地方自治法第76条、第81条及び第86条(区選挙管理委員に係る請求を除く。)並びに 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の総数の 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3 分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

262,245 人

4 地方自治法第80条及び第86条(区選挙管理委員に係る請求に限る。)に規定する選挙 権を有する者の総数の3分の1の数

東区 85,980 人 博多区 66,804 人 中央区 55,937 人 南区 72,553 人 城南区 34,953 人 早良区 59,955 人 西区 56,472 人

(理由)

地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項、市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定による。

(参 考)

- 1 直接請求の内容について
 - (1) 地方自治法第74条 条例の制定又は改廃の請求(1/50)
 - (2) 地方自治法第75条 監査請求(1/50)
 - (3) 地方自治法第76条 議会の解散請求(80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)
 - (4) 地方自治法第80条議員の解職請求(1/3)
 - (5) 地方自治法第81条 長の解職請求(80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)
 - (6) 地方自治法第86条
 - ① 副市長、市選挙管理委員、監査委員の解職請求(80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)
 - ② 区選挙管理委員の解職請求(1/3)
 - (7) 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条
 - ① 合併協議会の設置の請求(1/50)
 - ② 合併協議会設置のための投票の実施の請求(1/6)
 - (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条 教育長、教育委員の解職請求(80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)

2 計算式

1について $1,297,956 \times 1/50 = 25,959,12 \rightarrow$ 全市 25, 960 2について 全市 $1,297,956 \times 1/6 =$ 216, 326 3について $(1,297,956 - 800,000) \times 1/8 + 400,000 \times 1/6$ 全市 $+ 400,000 \times 1/3 = 262,244.50$ 262, 245 4について 東区 $257,940 \times 1/3 =$ 85,980 博多区 $200,411 \times 1/3 = 66,803.66 \rightarrow$ 66,804 中央区 $167,810 \times 1/3 =$ $55,936.66 \rightarrow$ 55, 937 南区 $217,658 \times 1/3 = 72,552.66$ \rightarrow 72, 553 城南区 $104,858 \times 1/3 =$ $34,952.66 \rightarrow$ 34, 953 早良区 $179,864 \times 1/3 =$ $59,954.66 \rightarrow$ 59,955 西区 $169,415 \times 1/3 = 56,471.66 \rightarrow$ 56, 472

議案第16号

福岡市長選挙に用いる投票用紙の様式について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙に用いる投票用紙の様式を次のように定めるもの。

令和4年9月1日

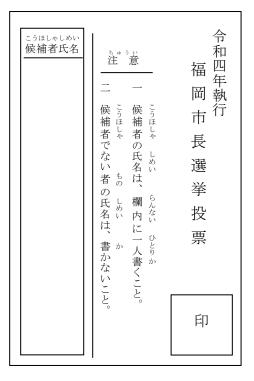
福岡市選挙管理委員会 委員長 稲 員 大 三 郎

(理由)

公職選挙法第45条第2項の規定による。

(別紙)

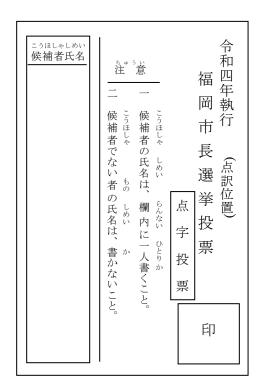
1 一般投票用紙



備考

- 1 用紙は白色とし、黒色で印刷するものとする。
- 2 用紙の大きさは、縦128ミリメートル、横80ミリメートルとするものとする。
- 3 投票用紙に押すべき印は、福岡市選挙管理委員会印(一般公印)の黒色とし、かつ、刷り込むものと する。

2 点字投票用紙



備考

- 1 用紙は桃色とし、黒色で印刷するものとする。
- 2 用紙の大きさは、縦128ミリメートル、横80ミリメートルとするものとする。
- 3 投票用紙に押すべき印は、福岡市選挙管理委員会印(一般公印)の黒色とし、かつ、刷り込むものとする。
- 4 「令和四年執行」の文字の行の位置に、「しちょー」と点字で表示するものとする。

(関係法令)

〇公職選挙法

(投票用紙の交付及び様式)

第45条 投票用紙は、選挙の当日、投票所において選挙人に交付しなければならない。

2 <u>投票用紙の様式は</u>、衆議院議員又は参議院議員の選挙については総務省令で定め、<u>地</u> 方公共団体の議会の議員又は長の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙 管理委員会が定める。

(点字投票)

第47条 投票に関する記載については、政令で定める点字は文字とみなす。

〇公職選挙法施行令

(点字投票)

- 第39条 法第47条の規定によつて盲人が投票に関する記載に使用することができる点字は、 別表第一で定める。
- 2 盲人である選挙人は、点字によつて投票をしようとする場合においては、投票管理者 に対して、その旨を申し立てなければならない。この場合においては、投票管理者は、 点字投票である旨の表示をした投票用紙を交付しなければならない。

議案第17号

福岡市長選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用外封筒、郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派遣隊員の不在者投票用外封筒に押すべき印について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用外封筒、 郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派遣隊員の不在者投票用外封筒に押すべき 印を次のように定めるもの。

令和4年9月1日

福岡市選挙管理委員会 委員長 稲 員 大 三 郎

仮投票用封筒、不在者投票用外封筒、郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派 遣隊員の不在者投票用外封筒に押すべき印は、福岡市選挙管理委員会印(一般公印)とし、 かつ、刷り込むものとする。

(理由)

公職選挙法施行規則第8条の規定による仮投票用封筒の様式について定めた別記第9号様式の備考3、第10条の規定による不在者投票用外封筒の様式について定めた別記第11号様式の備考2、第10条の5の規定による郵便等による不在者投票用外封筒の様式について定めた別記第13号様式の7の備考1及び第10条の5の4の規定による特定国外派遣隊員の不在者投票用外封筒の様式について定めた別記第13号様式の7の3の備考2においてそれぞれ準用する別記第5号様式の備考6の規定による。

(関係法令)

〇公職選挙法施行規則

別記第5号様式 (衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式)

図、備考1~5 (略)

備考6 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。(以下 略)

〇公職選挙法施行規則

別記第9号様式(仮投票用封筒の様式)

図、備考1·2 (略)

備考3 <u>封筒に押すべき</u>都(道府県)(<u>市</u>)(区)(町)(村)<u>選挙管理委員会印については、第5号様式(衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式)の備考</u>5及び6に準ずる。(以下 略)

〇公職選挙法施行規則

別記第11号様式(令第53条第1項及び第54条第1項の規定による投票用封筒の様式)

図、備考1 (略)

備考2 <u>外封筒に押すべき</u>都(道府県) (<u>市</u>) (区) (町) (村) <u>選挙管理委員会印については、第5号様式(衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式)の備考5及び6並びに第6号様式(船員の不在者投票における投票用紙の様式)の備考4<u>に準ずる。</u>(以下 略)</u>

〇公職選挙法施行規則

別記第13号様式の7 (郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式)

図 (略)

備考1 <u>外封筒に押すべき</u>都(道府県) (<u>市</u>) (区) (町) (村) <u>選挙管理委員会印については、第5号様式(衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式)の備考</u>5及び<u>6</u>に準ずる。(以下 略)

〇公職選挙法施行規則

別記第13号様式の7の3 (特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用 封筒の様式)

図、備考1 (略)

備考2 <u>外封筒に押すべき</u>都(道府県) (<u>市</u>) (区) (町) (村) <u>選挙管理委員会印については、第5号様式(衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式)の備考5及び6並びに第6号様式(船員の不在者投票における投票用紙の様式)の備考4<u>に準ずる。</u>(以下 略)</u>

議案第18号

福岡市長選挙における印影印刷用公印の使用について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙において、次のように印影印刷用公印を使用することとし、告示するもの。

令和4年9月1日

福岡市選挙管理委員会 委員長 稲 員 大 三 郎

印刷物の名称	色	印影印刷用 公印の名称	ひな形	形状	大きさ	用途	
投 票 用 紙	黒						
仮 投 票 用 封 筒	黒						
不在者投票用外封筒	黒		福岡市				
郵便等による不在者投票用外封筒	等による不在者投票用外封筒 黒 選挙管理 選挙管理						
郵便等による不在者投票用外封筒 (代理記載用)	黒	黒	委員会	正方形	メートル	選挙	
特定国外派遣隊員の不在者投票用外封筒	黒						
政談演説会告知用表示	赤						
選挙用拡声機表示	赤						
選挙運動用自動車(船舶)用表示	赤		福岡市	正方形	50 ミ リ メートル		
街 頭 演 説 標 旗	赤	選挙管理				万字 六个	
街頭演説運動員腕章	赤	委員会印	選挙管理 委員会			選挙	
自動車(船舶)乗車(船)用腕章	赤		女只云				
政治活動用自動車表示	赤						

(理由)

福岡市選挙管理委員会規程第28条及び福岡市公印規則第9条の規定による。

(関係法令)

〇福岡市選挙管理委員会規程

(公印)

第27条 委員会、委員長、委員長職務代理者及び事務局長の公印の名称、書体、形状、大きさ、管守者及び用途は別表第1のとおりとし、そのひな形は別表第2のとおりとする。 2 (略)

(公印の取扱い)

第28条 前条に定めるもののほか公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

〇福岡市公印規則

(印影印刷)

- 第9条 市、市長、区長又は福祉事務所長に係る公印を使用すべき文書で、一定の字句若しくは内容のものを多数印刷するもの又は市長が必要と認めたものについては、第6条に規定する公印の押印に代えて、公印の印影又はこれを伸縮した印影(以下この条において「印影」という。)を印刷することができる。
- 2 (略)
- 3 市長は、第1項の規定により<u>印影を印刷した文書</u>(以下「印影印刷物」という。)<u>及び</u> <u>印影印刷用公印の名称並びに印影のひな形、形状、大きさ及び用途をあらかじめ告示する</u> ものとする。
- 4 (略)

報告事項1

令和4年9月1日現在

位:人)	当回で設定が対する地域数をは対対の		(g)-(a)	466	1, 137	946	102	44	-18	-169	2, 508	
(単位	J#			合計(g)	257, 940	200, 411	167, 810	217, 658	104, 858	179, 864	169, 415	1, 297, 956
		人名簿登録者数	g)=(a)-(b)+(c)-(d)+(e)+(f)	α	134, 476	104, 438	94, 891	117, 858	56, 059	96, 763	90, 204	694, 689
		選季	(g)=(g)	虽	123, 464	95, 973	72, 919	99, 800	48, 799	83, 101	79, 211	603, 267
	今回の	で 帯線 四 関 る 数 数 を 一		(J)	4,835	5, 968	4, 556	3, 354	1,726	2, 761	3,003	26, 203
	6月21日	O A A A A A A A A A A A A A A A A A A A		(e)	0	0	0	0	0	0	0	0
		後 で で よ る 数 (q)		(d)	208	1, 146	1, 136	932	614	740	209	5,883
	移替え	移 は は か る が (c)			892	1, 159	1,056	913	544	886	295	5,883
		抹消者	の合計	(b)	4, 424	4, 844	3, 530	3, 233	1, 612	2, 925	3, 127	23, 695
			上外容線	移転者	1	0	0	0	0	0	0	
	月22日以降の抹消者数	区委員会議決分		後4箇月 経過者	1,470	1,769	1,395	975	498	995	948	8, 050
		月1日		死亡者	158	97	58	134	65	106	102	720
	令和4年6	6			1,629	1,866	1,453	1, 109	563	1, 101	1,050	8, 771
	V I-	8月19日 区委員会 議決分		2,046	2,063	1,469	1,506	763	1,395	1,586	10,828	
			7月10日 区委員会 議決分		749	915	809	618	286	429	491	4,096
	6 月21日現在選			257, 474	199, 274	166, 864	217, 556	104, 814	179, 882	169, 584	1, 295, 448	
	公				東冈	博多区	中中区	屈冈	城南区	早良区	田冈	中二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十

報告事項2

在外選挙人名簿登録者数について

8月20日~9月1日区委員会議決分

福岡市計	809	2	1	1	811
西区	75	0	0	0	75
早良区	118	0	0	1	117
城南区	83	2	0	0	85
南区	142	0	0	0	142
中央区	152	0	0	0	152
博多区	100	0	0	0	100
東区	139	0	1	0	140
区 分	前回 登録者数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹消者数	今回 登録者数

報告事項3

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和8年6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

(1) 候補者等用 2人(全交付数 63人)

(2) 後援団体用 1 団体(全交付数 64団体)

2 市長選挙

(1) 候補者等用 0人(全交付数 0人)

(2) 後援団体用 0団体(全交付数 0団体)